

者メンタルケア研修」を実施し、21年1月には第3回を実施した。同研修は、犯罪被害者やその家族の置かれている現状、基本法や基本計画の概要、関連する司法制度、犯罪被害者等への初期対応といった内容から成り、3日間の研修に26名の医療従事者が参加した。

### 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「民事訴訟法」が一部改正され、民事訴訟において、犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置をとることが認められた（平成20年4月1日

施行）。

上記施行日から同年12月までの間に、証人尋問などの際に付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置が実施された回数は、それぞれ6回、77回、5回であった<sup>\*10</sup>。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

### 女性被害者への配慮

海上保安庁において、性犯罪などに係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしている。

## 第3節 刑事手続への関与拡充への取組

### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

#### 公判記録の閲覧・謄写の機会の付与

従来より、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に基づき、犯罪被害者等から損害賠償請求などの正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧・謄写をさせることができるものとされていた。

平成19年12月26日から、閲覧・謄写の範囲が拡大されている（P57 「公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施」参照）。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成20年1月から同年12月までの間に、1,036件であった<sup>\*11</sup>。

#### 犯罪被害者等調査及び犯罪被害者等への対応の充実

法務省において、仮釈放等審理やそれに関連する調査、恩赦上申に際して、被害者感情の調査を行い、適切な仮釈放等の許否の決定や恩赦上申に努めている。

なお、仮釈放等審理を行うに当たり、「更生保護法」に基づき、犯罪被害者等から申出があったときは、その意見などを聴取している（P57 変「犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施」参照）。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

#### 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

法務省において、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判

（\*10）最高裁判所事務総局の資料による。

（\*11）最高裁判所事務総局の資料による。

期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、必要に応じ、適切な形で、検察官が犯罪被害者等とコミュニケーションをとることを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図っている。

### 国民にわかりやすい訴訟活動

検察庁において、傍聴者などにも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフトなどを活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

### 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

### 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、検察官に対し、会議や研修などの様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、少年審判の傍聴、記録の閲覧・謄写の制度、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果などを通知する制度の周知を図っており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレットに掲載し、一般国民に対しても周知を図っている（P48 「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照）。

「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年）の実績

	申し出のあった件数	認められた件数
意見聴取	1,465	1,402
記録の閲覧・謄写	4,891	4,808
審判結果等の通知	5,737	5,700

（注）数字はいずれも平成13年4月1日から平成20年12月31日までに裁判所に申し出た人数である。

提供：法務省

### 刑事の手続等に関する情報提供の充実

法務省においては、平成20年12月に被害者参加制度や少年審判の傍聴制度などの新しい被害者保護・支援制度が実施されたことから、制度の内容について理解していただくために、新たに内容を充実させた犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成した。パンフレットについては人身取引などの外国人犯罪被害者等に対する支援体制の確立に努めるため、英語版も作成している。

その他、犯罪被害者等向けDVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成している。

パンフレットは、事情聴取をする際などに犯罪被害者等に手渡すほか、検察庁や警察署など関係機関の窓口にも備え付け、法務省ホームページにも掲載している。さらに、イベントなどで配布するなど、周知を図っている。

また、DVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」は、全国の検察庁の被害者支援室に備え付け、犯罪被害者等に対する説明に利用している。

今後も、パンフレットを検察庁や警察署ほか関係機関に備え付けて国民一般に配布していくほか、必要に応じて、パンフレットやホームページの内容を更新し、各種制度の周知徹底に努めていく。

- ・法務省ホームページ：「犯罪被害者の方々へ」  
<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11.html>
- ・DVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」

都道府県警察において、検視、司法解剖に関する手続などを盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。また、法務省においても、検察官が、捜査段階から、捜査に及ぼす支障なども総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視、司法解剖に関する情報提供をしている。

また、「被害者の手引」の内容を充実させ

検視、司法解剖に関する情報提供の一例



提供：警察庁

犯罪被害者の方々へ



「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」



提供：法務省

ている（P64「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）。

捜査に関する適切な情報提供

警察庁において、被害者連絡実施要領や「被害者の手引」モデル案（P64「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が推進されるよう、都道府県警察に対する指導を行っている。

法務省において、捜査段階から、捜査に及ぼす支障なども総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に捜査に関する情報を提供するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

交通事故捜査の体制強化等

各都道府県警察本部において、交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官を設置し、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故などについて、組織的かつ重点的な捜査、正確かつ綿密な実況見分・鑑識活動を行うとともに、交通事故捜査の基本である実況見分などについての教育を強化している。

警察庁においては、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上

を図るとともに、交通事故自動記録装置を始めとする捜査支援機器の整備・活用を進め、迅速・的確な交通事故捜査を推進している。

#### 不起訴事案に関する適切な情報提供

法務省において、検察官が、犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分理由などについて丁寧な説明を行うことを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図っている。

#### 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、平成18年5月、これまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとした指針を示し、その後、犯罪被害者等と受刑者との面会が実施されるなど、施設において適切な指導を行っている。

#### 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進(保護処分の執行に資する情報の収集等)

法務省において、保護処分の執行に資するため、少年に係る情報については、少年院において得られるものだけでなく、家庭裁判所や保護観察所などの関係機関や保護者から得られたものを、その都度少年簿に記載している。平成19年12月からは、犯罪被害者等についてより一層必要な情報の収集、記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において被害に関する事項を把握した際には、少年簿に具体的に記載することとし、少年の処遇に携わる職員が確実に情報の共有を図れるようにしている。

#### 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被收容者に対する更生プログラムの整備等

法務省において、矯正施設に收容されている加害者に対し、被害者感情を理解させるた

めのオリジナルビデオ教材などを活用した指導、ゲストスピーカー制度の拡大など、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実に努めている(P41「再被害の防止に資する教育の実施等」参照)。

また、刑事施設においては、必要な者には義務付けて、犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全指導プログラムを実施している。

#### 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員については、矯正研修所が新規採用職員や初級幹部要員に対して実施する研修の中に、科目として「犯罪被害者の視点」を設けるとともに、同じく上級幹部要員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実に努めている。

更生保護官署職員については、被害者担当官などを対象とした研修のほか、新任の保護観察官や社会復帰調整官を対象とした研修、指導的立場にある保護観察官を対象とした研修などにおいて、本省職員による犯罪被害者等施策の講義、犯罪被害者遺族による講話、犯罪被害者団体関係者や東京都精神医学総合研究所研究員による被害者心理を含む被害者支援の講義などを実施しているほか、それぞれの保護観察所などにおいても犯罪被害者等の心理などに関する研修を実施している。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの(「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む)》

#### 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法

等の一部を改正する法律」により、「刑事訴訟法」が一部改正され、裁判所から参加を許された犯罪被害者等が、原則として公判期日に出席できるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問や被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加制度」が創設され(平成20年12月1日施行)、現在、法務省において円滑な運用に取り組んでいる。

なお、本年1月末までに参加の申出がなされた件数及び人員は、64件98名、そのうち、参加が許可された件数及び人員は、45件70名である。

さらに、裁判所から参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が弁護士を選定して国がその報酬と費用を負担するとともに、法テラスが弁護士(国選被害者参加弁護士)の候補を裁判所に通知する業務などを行うことについての所

要の規定を整備するため、法務省において、平成20年2月5日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案」を国会に提出した(同年4月16日成立、同月23日公布)。これにより創設された被害者参加人のための国選弁護士制度については(「被害者参加制度」と同じく、同年12月1日施行)、現在、円滑な運用に取り組んでいる。

法テラスにおいては、国選被害者参加弁護士制度開始を受け、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するなどの業務を行っている。

なお、制度開始から平成21年3月末までに、被害者参加人が国選被害者参加弁護士の選定を請求した件数は29件である(P52 コラム3「法テラスの犯罪被害者支援」参照)。

### コラム3：法テラスの犯罪被害者支援

#### 1 犯罪被害にあわれた方やご家族を多角的にサポート

ひとたび犯罪の被害にあってしまった場合、平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

被害者の方の置かれた状況はさまざまであり、時間の経過によっても変わっていきます。その時に必要とする支援を適切に受けられることが、被害からの回復にとって非常に重要となります。

法テラスでは、お問い合わせいただいた方の被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、法律専門家の力が必要な場合には、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介したり、また一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度をご案内するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族の方などを多角的にサポートしています。

(図1) こんなときには法テラスにお問い合わせください。

犯罪の被害にあった

殺人・傷害・暴行／性犯罪／交通犯罪／ストーカー／DV／児童虐待／いじめ(子ども)／職場のいじめ・嫌がらせ・セクハラ／暴力団犯罪 など

刑事手続／民事裁判手続について知りたい

被害届・告訴・告発／捜査／起訴／公判／裁判結果・出所情報／少年事件／損害賠償／示談 など

犯罪被害について相談できる窓口を知りたい

犯罪被害者が利用できる支援制度を知りたい

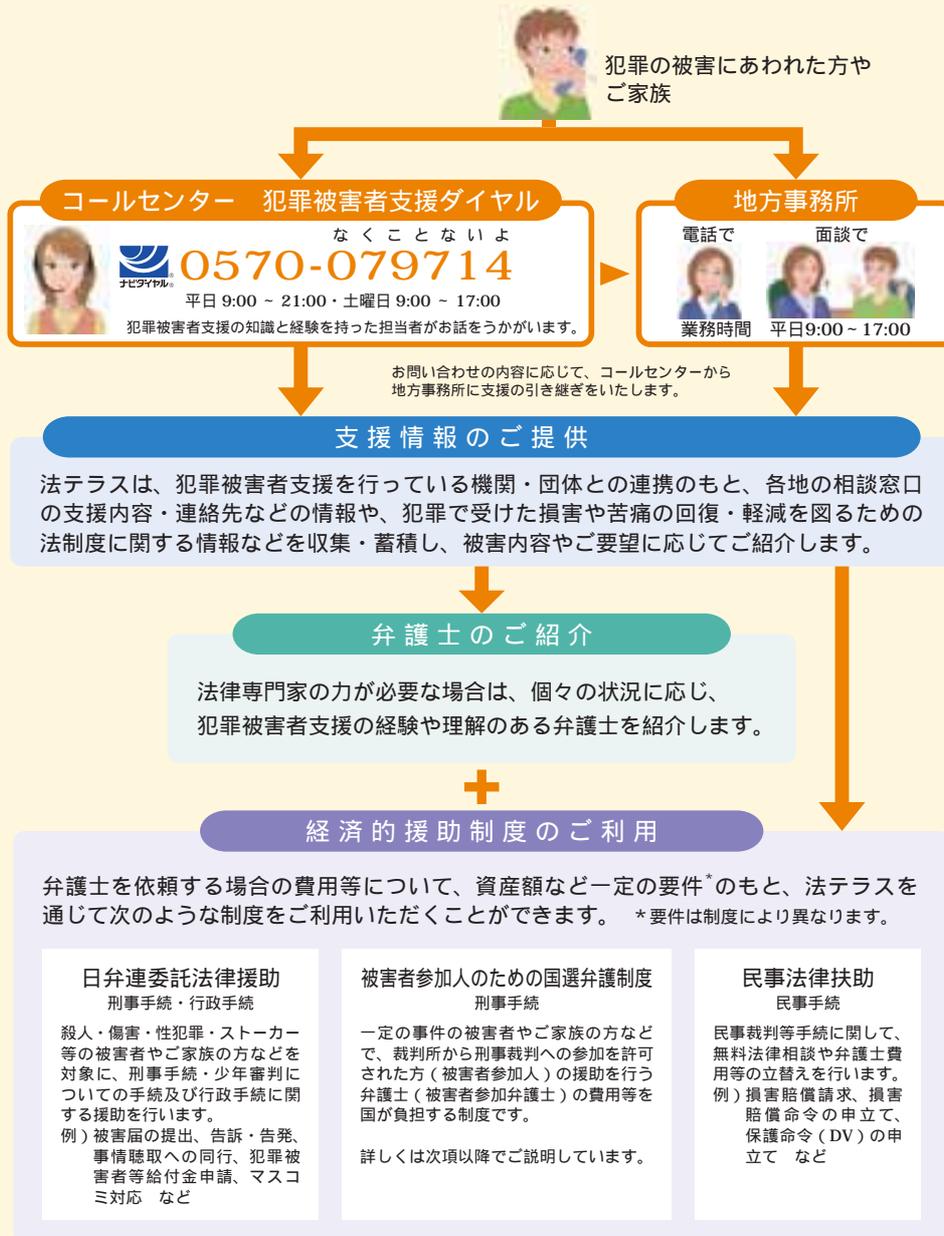
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介してほしい

無料で弁護士による法律相談を受けたい

弁護士費用が心配

刑事裁判に参加したい

(図2) 法テラスが提供する犯罪被害者支援(イメージ)



2 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度がスタート

被害者参加制度とは

裁判員制度に先立ち、平成20年12月1日に「被害者参加制度」がスタートしました。この制度によって、これまでは傍聴席で見守るしかなかった殺人や傷害事件などの被害者やそのご遺族などが、検察官を通じて裁判所に参加を申し出、裁判所から許可されると、「被害者参加人」として直接裁判に参加できるようになりました。

「被害者参加人」は、証人に尋問したり、



被告人に対して質問したりすることができ、また、これらの行為を弁護士（被害者参加弁護士）に委託することができます。

（図3）被害者参加制度 Q&A

Q1 参加の申出ができるのはどのような人ですか？

A 以下の犯罪の被害者本人やその法定代理人、被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹が申し出ることができます。

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪  
強制わいせつ、強姦などの罪  
自動車運転過失致死傷などの罪  
逮捕及び監禁の罪  
略取、誘拐、人身売買の罪  
～ の犯罪行為を含む他の犯罪  
～ の未遂罪

Q2 被害者参加人になると何ができますか？

A 以下の行為ができるようになります。

公判期日に出席すること  
検察官の権限行使に関して意見を述べ、説明を受けること  
証人に尋問をすること  
被告人に質問をすること  
事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

被害者参加人のための国選弁護制度とは

被害者参加制度を利用するにあたって、経済的に余裕がない方でも弁護士の援助を受けることができるよう、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する「被害者参加人のための国選弁護制度」も、平成20年12月1日にスタートしました。

法テラスでは、被害者参加人のご意見を伺って、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務を行います。

（図4）被害者参加人のための国選弁護制度 Q&A

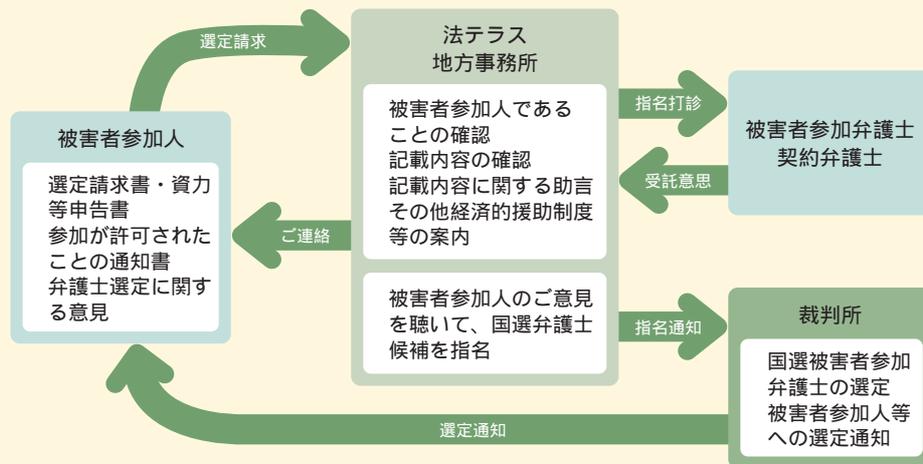
Q1 弁護士の選定を請求するための要件はありますか？

A 被害者参加人の資力（現金・預金等）が150万円未満であること。これを超える場合でも、犯罪被害を原因とした治療費などを考慮することができます。

Q2 制度を利用する場合の手続はどのようなものですか？

A Q1の要件を満たす被害者参加人の方は、裁判所に対し、法テラス（地方事務所）を経由して、被害者参加弁護士の選定を請求します（図5参照）。

(図5) 国選被害者参加弁護士の選定の流れ



制度利用の流れについては、法テラスのホームページでも案内しています。  
<http://www.houterasu.or.jp>  
 (トップページ 「被害者参加制度」 「制度を使う/手続の流れ」)

#### 損害賠償命令制度の導入

被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度とともに、「損害賠償命令制度」が導入されました。この制度は、刑事事件を担当した裁判所が有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度です。この制度によって、被害者の方が刑事事件とは別の手続で民事訴訟を提起することの時間的・経済的・精神的負担が軽減されることになりました。

(図6) 損害賠償命令制度 Q&amp;A

Q1 どのような場合に制度が利用できるのでしょうか？

A 以下の犯罪の刑事事件の被害者本人、一般承継人(相続人)が利用することができます。

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

強制わいせつ、強姦などの罪

逮捕及び監禁の罪

略取、誘拐、人身売買の罪

～ の犯罪行為を含む他の犯罪

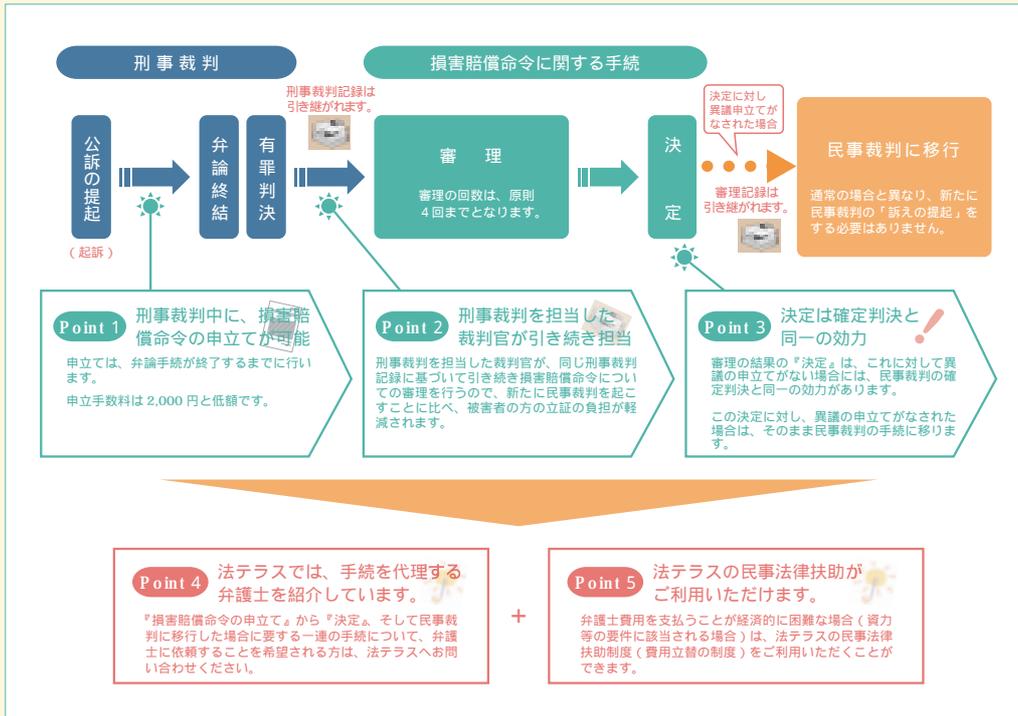
～ の未遂罪

過失犯(業務上過失致死傷、重過失致死傷、自動車運転過失致死傷)は対象となりません。

Q2 制度を利用する場合の手続はどのようなものですか？

A 刑事裁判の弁論の終結までに、地方裁判所に対し「損害賠償命令の申立て」を行う必要があります(申立て手数料として2,000円を要します。)。なお、申立手続を含め制度を利用する際に弁護士に依頼することも可能です。特に、経済的な理由で弁護士費用の支払が困難な方については、法テラスの「民事法律扶助」による費用立替え制度を利用いただくことができます(図7参照)。

(図7) 損害賠償命令制度の流れ



### 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面の交付を全国で実施している。

### 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施

平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が一部改正され、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲が拡大された（平成19年12月26日施行）。

### 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充を行い、これまで、犯罪被害者等の希望に応じて、検察庁から

- ・事件の処分結果
- ・裁判結果
- ・加害者の刑務所からの出所情報

などを提供してきたところ、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会や保護観察所が連携し、犯罪被害者等の希望に応じて、

- ・加害者の受刑中の処遇状況に関する事項
- ・仮釈放審理に関する事項
- ・保護観察中の処遇状況に関する事項

などの情報についても提供している。

また、全国の保護観察所に、被害者担当官や被害者担当保護司を配置し、加害者情報の提供などの犯罪被害者等施策に当たらせている。

### 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、

- ・少年院における処遇状況に関する事項
  - ・仮退院審理に関する事項
  - ・保護観察中の処遇状況に関する事項
- などを通知している。

### 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、「更生保護法」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じて、保護観察所が、犯罪被害者等から心情などを聴き、これを保護観察対象者に伝えている。

平成20年中に、心情などを伝えた件数は61件であった。

### 差 犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、「更生保護法」に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、地方更生保護委員会が、犯罪被害者等から、意見などを聴き、仮釈放などを許すか否かの判断に当たって考慮するほか、許す場合には、その特別遵守事項を設定する際の参考としている。

平成20年中に、意見などを聴いた件数は209件であった。

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

### 夏 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成20年3月7日、「少年法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年6月11日成立、同月18日公布）。

これにより、一定の重大事件の犯罪被害者

等が少年審判を傍聴することができることとされるとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されるなどした（平成20年12月15日から施行）。

### ■ 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省においては、一定の場合に検察審査

会の起訴議決に拘束力を認める制度（平成21年5月21日施行）について、適切な運用が図られるように、その趣旨などの周知徹底に努めている。

## 第4節 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

#### ■ 犯罪被害者等への訪問・連絡活動の実施

警察において、犯罪被害者等からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官が犯罪被害者等を訪問し、被害の回復、拡大防止などに関する情報の提供、防犯上の指導連絡などを行っている。また、被害の態様などによっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動などを行っている。

警察庁においては、平成19年2月に地域部門と事件捜査部門の連携強化や警察署長などを責任者とする指導監督体制を盛り込むなどの改正を加えた「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を各都道府県警察に発出しており、同要領の効果的運用を指示している。

#### ■ 被害者等通知制度

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。なお、平成19年12月からは、法務省において、同制度を拡充し、検察庁、刑事施設、保護観察所などが連携し、被

害者等の希望に応じて、加害者の処遇状況などについても通知している（P57 「判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充」、P57 「保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施」参照）。

平成20年の実施状況については、通知希望者数は、55,330名であり、実際に通知を行った数は、91,818件であった。

法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数	通知件数
平成13年	14,777	22,672
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
合計	357,339	571,822

提供：法務省

平成13～19年については、検察庁における実施状況

#### ■ 被害者支援員の配置

検察庁において、犯罪被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しており、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事